○厚生労働省告示第十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「ブルネイ」を「ブルネイ　マレーシア」に、「アメリカ合衆国　カナダ」を「アメリカ合衆国（オレゴン州、ミシガン州及びワシントン州を除く。）　カナダ（ブリティシュコロンビア州を除く。）」に改める。

○農林水産省告示第百四十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

「年八厘」を「年六厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第百四十二号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

「年八厘」を「年六厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定による農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　宮城県石巻市雄勝町分浜字分浜二五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　広島県庄原市川北町字中山六八七の三、六九七、六九八の一、六九八の二、六九九の一、六九九の二、七〇一、七〇二の二、七〇八の一、七〇九、七一〇、八一〇、八一一の一、八一八から八三四まで、八三五の一から八三五の一三まで、八三六から八五二まで、八五三の一、八五四、八五七から八六〇まで、八六三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　岐阜県関市富之保字雁曽礼外輪七四六三の九八、七四六三の九九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字雁曽礼外輪七四六三の九八・七四六三の九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町中呂字カクラ山一四三一の一三二、一四三一の一七四、一四三一の一九〇、字タヤノ平一四五〇の一三、萩原町羽根字杉ノ上三〇〇四、字大洞三〇三七の七五、三〇三七の八一、三〇三七の一四六、三〇三七の一四七、三〇三七の一四九、三〇三七の一五〇、三〇三七の一五三、萩原町跡津字河戸洞一四九四、一四九六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十二日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡白川町上佐見字中野山三八五〇の一、三八五〇の二、三八五一の一、三八五一の二、三八五二の一、三八五三の一、三八五四の一、三八五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）